◎防衛省設置法の一部を改正する法律

(令和五年四月二一日法律第一三号)

一、提案理由(令和五年三月九日·衆議院安全保障委員会)

○浜田国務大臣 ただいま議題となりました防衛省設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更を行うとともに、地方防衛局の所掌事務に国際協力に関する事務を追加するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、サイバー領域における優位性の獲得に必要な部隊の拡充を始めとする防衛省・自衛隊の体制の整備のため、海上自衛隊の自衛官の定数を百二十一人増加し、陸海空の共同の部隊に所属する自衛官の定数を百四十四人増加し、統合幕僚監部に所属する自衛官の定数を八人増加する一方、陸上自衛隊の自衛官の定数を二百五十五人、航空自衛隊の自衛官の定数を十八人、各々削減するものであります。なお、自衛官の定数の総計二十四万七千百五十四人に変更はありません。

第二に、防衛装備品等の調達に係る品質管理業務を日米相互に無償で提供し合う米国 国防省との枠組みに基づき行う業務を実施するため、地方防衛局の所掌事務について所 要の規定の整備を行うものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院安全保障委員長報告(令和五年三月二四日)

○鬼木誠君 ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における 審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更を行うとともに、 地方防衛局の所掌事務に国際協力に関する事務を追加するものであります。

本案は、去る八日本委員会に付託され、翌九日浜田防衛大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。二十三日、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告(令和五年四月一四日)

○阿達雅志君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更を行うとともに、地方防衛局の所掌事務に国際協力に関する事務を追加するものであります。

委員会におきましては、防衛省・自衛隊におけるサイバー人材の確保、育成に向けた 取組とサイバー防衛能力の質的向上、統合幕僚監部の体制強化が日米の指揮系統にもた らす影響、陸上自衛官の定数削減による南西地域の防衛体制への影響、FMS調達に係る諸課題を解決するための取組等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の山添委員より反対、沖縄の風の伊波委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いた しました。

なお、本法律案に対しまして二項目から成る附帯決議を行いました。 以上、御報告申し上げます。

- ○附带決議(令和五年四月一三日)
 - 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。
- 一、隊舎・宿舎の老朽化対策及び女性用区画の整備、市街地から離れた遠隔地に勤務する自衛官の利便性向上を含む生活関連施設及び備品・日用品等の整備、予備自衛官等の充足率向上のための採用条件・訓練等制度の見直しの検討といった取組によって自 衛隊員の処遇及び生活・勤務環境の一層の改善を図ること。
- 二、令和四年九月から実施されている特別防衛監察において、千四百十四件ものハラスメント被害の申出があったこと等を重く受け止め、セクシャルハラスメントを含むハラスメントの根絶のため、早急に戦略性及び実効性のある計画的取組を策定すること。また、その際には、ロジックモデル等のツールを活用した実効性のある施策の策定など、ハラスメントの根絶のPDCAサイクルの実効性の確保に努めること。

右決議する。